⑺　落札の基本的要件
　次の各号のいずれにも適合するほか、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という）が示す仕様書の基準を満足することを落札の要件とする。
①　資産、信用が確実であり、かつ技術、設備が良好であること。
②　会社が必要とする物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
③　製品が良好であり、かつ価格が低廉であるとともに数量、納期についても確実に応じ得ること。
④　会社の需要を長期にわたり円滑に満たし得ること。
⑤　会社の指定する訓練、技術支援、修理、部品提供等、当社に対して積極的協力が得られること。
⑻　落札者の決定方法　最低価格落札方式とする。
　ただし、入札により落札者が決定しない場合には、経営的審査及び技術的審査に適合した者と随意契約方式により契約する。
⑼　詳細については、入札説明書による。
5　Summary
⑴　The person who is responsible for this contract : Tatsuro Fukutomi, Director, Finance Dept., Tokyo Branch Office, East Japan Railway Company.
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Personal Computer 366 units
⑷　Delivery period : From 15 February 2010 through 25 February 2010
⑸　Delivery place : as in the tender documentations
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : None of the following items pertain to the prospective participant.
①　persons against whom a judgment of incompetency or quasi-incompetency has been made.
②　persons who have declared bankruptcy and are unable to be reinstated.
③　persons who, in the performance of their contracts, manufactured products in bad faith, were crude in carrying out service, or were responsible for dishonest conduct in connection with product quality or quantity.
④　persons who have wrongfully allied themselves for the purpose of forcing the bid up or down.
⑤　persons who have obstructed bid participation, or completion or performance of a contract.
⑥　persons who have obstructed inspection or supervision conducted by the members of this company.
⑦　persons whose conduct has been wrongful or dishonest, who have caused an accident because of such conduct, or who otherwise lack honor and sincerity in their conduct.
⑧　persons who are presently in dispute with the company without justifiable cause.
⑨　persons who are presently delaying the discharge of their contractual duties.
⑩　persons who have had an unsatisfactory achievement record in the past.
⑪　persons who have failed without justifiable cause to discharge their contracts.
⑫　persons who have made false declaration in connection with bidding competition procedures or contractual performance.
⑬　persons who use anyone falling into any of the above categories as their representative at the bidding competition or as a representative, manager or other employee at the time of entering into a contract.
⑺　Time-limit for tender : 14 : 00　15 January 2010
⑻　Contact point for the notice : Purchasing & Stores Div., Finance Dept., Tokyo Branch Office, East Japan Railway Company. 2―20―68 Higashi-Tabata, Kita-ku, Tokyo, 114―8550, Japan. TEL 03―5692―6066

入札公告の変更

平成21年12月2日
支出負担行為担当官
　総務省大臣官房会計課企画官　福田　進吉
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　掲載日　平成21年10月27日
2　変更内容　1調達内容⑷借入期間
　平成22年3月1日から平成22年3月31日までを平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

入札公告の取消

次のとおり取消します。
平成21年12月2日
分任支出負担行為担当官
防衛省装備施設本部副本部長
（艦船車両担当）細谷　正夫
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
○第50号
1　掲載日
　平成21年11月2日第43号（号外政府調達第201号）
2　取消内容
　1⑵㉓11ページ4段目上から12行目「1⑵㉓空気調和装置（N―HD―29B）8SE」の入札公告を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年12月2日
支出負担行為担当官
東海財務局総務部長　加藤　正樹
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　23
○第10号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　文教住宅12号棟RC―09新築工事
⑶　工事場所　静岡県三島市文教町一丁目2803―17ほか
⑷　工事内容　宿舎新築工事　鉄筋コンクリート造・5階建　建築面積982.62㎡　延床面積3,846.42㎡　付帯設備工事及び外構工事　一式
⑸　工期　平成23年2月28日（月）まで
⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑺　本工事は「財務省電子入札システム」（http://portal.bid.mof.go.jp）（以下「システム」という。）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。
2　競争に参加する者に必要な資格
⑴　平成21・22年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分「建築一式工事」のA等級に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者。
⑵　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑶　予決令第71条の規定に該当しない者。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
　なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
⑸　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有して営業年数が3年以上あること。
⑹　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者及び現場代理人を工事現場に専任で配置することができること。
⑺　平成11年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次の①から③に該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有すること。
①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
②　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。
③　地階を除く階数が5以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。
　共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成11年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、上記①及び下記④に該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有すること。
④　地階を除く階数が3以上であること。